

**神戸市資源リサイクルセンター手選別業務委託 実施要領**  
**(公募型プロポーザル方式)**

**1 案件名称**

神戸市資源リサイクルセンター手選別業務委託

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業の目的と概要**

神戸市資源リサイクルセンターでは、市内から三種混合（缶・びん・ペットボトル）収集された資源ごみの選別・圧縮を行っています。

再商品化にかかる質の向上を図るため、選別機に加え、きめ細やかな手選別作業により異物を除去することを目的に当該業務の受託事業者を募集します。

当該業務においては、障害者手帳所持者による一般就労の場として、別途管理運営業務を受託する事業者と連携しながら、当該施設を円滑に運営していきます。

**(2) 業務内容**

当該施設内の各種異物除去コンベア及び精選コンベアでの障害者（障害者手帳所持者）による異物除去作業及びそれらに付帯する業務。詳細は、別添「神戸市資源リサイクルセンター手選別業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金 773,080,000 円（消費税含む）【各年度 193,270,000 円】

**(4) 契約期間**

令和8年4月1日～令和12年3月31日

**(5) 履行場所**

神戸市西区見津が丘1丁目9番(神戸複合産業団地内)  
神戸市資源リサイクルセンター

**(6) 施設の概要及び資源ごみ処理予定量**

① 神戸市資源リサイクルセンターの概要

ア 所在地：神戸市西区見津が丘1丁目9番(神戸複合産業団地内)

イ 敷地面積： 14,712 m<sup>2</sup>

ウ 延床面積： 15,451 m<sup>2</sup>

エ 選別・圧縮施設：90 t / 5 h (45 t / 5 h × 2 系列)

オ 建物：工場棟(鉄骨造, 地下1階地上6階建, 延床面積 14,132 m<sup>2</sup>)

計量棟(鉄筋コンクリート造, 1階建, 延床面積 37 m<sup>2</sup>)

カ プラザ棟(鉄筋コンクリート造, 3階建, 延床面積 1,282 m<sup>2</sup>)

② 資源ごみ処理予定量 約 20,000 トン

※ ただし、予定量は概算であり、増減することがあります。

プラント設備の処理能力 : 90 t / 5 h (45 t / 5 h × 2 系列)

(参考) 令和 6 年度処理実績等 (単位: トン)

	処分実績量
資源ごみ処理量	19,894

	資源物搬出量
アルミ缶	2,111
スチール缶	1,250
ペットボトル	6,067
無色びん	259
茶色びん	310
その他色びん	261
びん残渣	3,958

※その他、可燃・不燃異物が搬出されます。

曜日別処理量

(単位: トン)

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
処理量	3,664	3,709	4,033	4,205	4,111	74	98

月別処理量

(単位: トン)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処理量	1,675	1,766	1,546	1,784	1,980	1,648	1,723	1,544	1,730	1,622	1,393	1,483

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則(昭和 39 年 3 月規則第 120 号)の規定に基づき、委託契約を締結します。契約内容は、本市が定める委託契約約款のほか、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあります。

#### (2) 委託料の支払

各年度の委託料は、四半期ごとの前金払とし、契約者の請求に基づき支払います。

#### (3) 契約書案

別添(頭書、委託契約約款及び仕様書)を参照してください。

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関す

る要綱に基づく除外措置を受けたとき又はその他委託契約約款に定める契約解除条項に抵触したときは、本市は、契約を解除することができます。

#### 4 応募申込資格等

応募申込みに当たっては、次の各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行いません。

(1) 本実施要領の事業目的に従って、事業を実施する法人又は法人連合体であること。

なお、法人連合体の場合は、以下によること。

- ① 全ての構成員が、以下(2)～(6)の要件を満たしていること。
- ② 代表法人及び構成法人の役割分担が明確になっていること。
- ③ 応募申込後に構成法人を変更・追加しないこと。
- ④ 単独で応募した一つの法人は、法人連合体の構成員とならないこと。
- ⑤ 一つの法人は、複数の法人連合体の構成員とならないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)でないこと。

※ 提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。

(3) 以下の事項に該当すること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

イ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが各々なされていないこと(ただし、これら申立てがなされた場合であっても、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合には、この限りではない)。

ウ 支払停止、銀行取引停止、又は主要取引先からの合理的理由に基づく取引停止等の事実が各々ないこと。

エ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑(禁錮)以上に処せられている者がいないこと。

カ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税について未納の税額又は滞納がないこと。

(4) 応募申込時に、本業務に従事する「障害者職業生活相談員」の資格を有する職員を1名以上雇用していること(出向、派遣等は除く。)

(5) 応募申込時において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者法定雇用率を達成していること。また、特例子会社については、親会社についても法定雇用率を達成していること。

(6) 応募者は、当該事業を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に定める自立支援給付の訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型B型)、就労定着支援、自立生活援助)事業として運営しないこと。また、当該事業に

において、同法に基づく障害福祉サービス費の請求を行わないこと。

## 5 選定スケジュール

令和7年10月17日（金）～10月30日（木）	: 実施要領等配布
令和7年10月27日（月）～10月30日（木）	: 応募申込書等の受付期間
令和7年10月27日（月）～10月30日（木）	: 質問書提出期間
令和7年11月5日（水）	: 施設見学会
令和7年11月7日（金）	: (施設見学会予備日)
令和7年11月19日（水）	: 応募資格審査結果通知
令和7年11月19日（水）	: 質問書回答
令和7年12月8日（月）～12月10日（水）	: 企画提案書等の受付期間
令和8年1月中旬	: 企画提案書等の審査、事業者ヒアリング
令和8年1月下旬	: 契約候補者決定及び通知
令和8年3月下旬	: 契約締結

## 6 施設見学会

応募申込書（様式1）を提出した者のうち、希望者を対象に施設見学会を実施します。見学会の参加には、「現地見学会出席申込書（指定様式1）」を作成し、令和7年10月30日（木）までに、電子メールにて送付してください。

送付先電子メールアドレス：[eb\\_kanri@city.kobe.lg.jp](mailto:eb_kanri@city.kobe.lg.jp)

なお、施設見学会への出席は、応募申込みの要件ではありません。

## 7 応募手続に関する事項

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 神戸市資源リサイクルセンター手選別業務委託応募申込書(様式1)
- ② 申込法人の概要（主な出資者がわかる書類（総議決権数の3分の2に達するまで上位から記載）を含む。協同組合の場合は、組合員の一覧表を含む。）
- ③ 定款又は寄付行為
- ④ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 直近年度の法人税・消費税の納税証明書（その2、その3の3）
- ⑥ 直近3か年の法人税申告書の写し（法人税別表1、2、4、5（1）、5（2）、7）及び消費税申告書の写し
- ⑦ 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書（様式2）
- ⑧ 直近3か年の計算書類（決算書類）  
※ 貸借対照表及び損益計算書の営業外損益、特別損益について、勘定科目内訳書を提出すること。
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないことの誓約書(様式3)
- ⑩ 障害者職業生活相談員の資格者経歴書(様式4)及び資格を証する書類（写し）
- ⑪ 障害者雇用の実績調書(様式5)
- ⑫ 法人（連合）調書・業務分担調書（様式6）
- ⑬ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当しない旨の誓約書兼

兵庫県警察本部長照会に関する承諾書（様式7）

⑭ 企画提案書（様式8）

⑮ 価格提案書（様式9）

提出部数は、上記のうち①～⑬及び⑮各1部、⑭は8部。

※ 構成法人がある場合は、②～⑧について、全法人の書類が必要となります。

## （2）提出期間及び提出場所

### ① 提出期間

ア 応募申込書等（「提出書類」に掲げる①～⑬までの書類）

令和7年10月17日（金）から令和7年10月30日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 企画提案書及び価格提案書（「提出書類」に掲げる⑭⑮の書類）

令和7年12月8日（月）から令和7年12月10日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ いずれも郵送の場合は、提出締切日時に必着とします。

※ いずれも神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除きます。

### ② 提出場所及び方法

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2F（〒651-0086）

神戸市環境局業務課（TEL 078-595-6102）に持参又は郵送により提出してください。

本市ホームページの本件募集のページから様式がダウンロードできます。

[URL]

[https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/rc\\_tesennbetu/2025\\_rc\\_tesennbetu.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/rc_tesennbetu/2025_rc_tesennbetu.html)

## 8 応募資格決定通知

応募資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年11月19日（水）に応募資格審査通知書により、応募申込書（様式1）に記載の電子メールアドレス宛てに送付します。

## 9 質疑応答

（1）応募者は、質疑がある場合には、質疑の要旨を簡潔にまとめ、「実施要領に関する質問書（指定様式2）」に記入の上、電子メールにより送信してください（質疑がない場合も、その旨を記載した電子メールを次に掲げる提出期限内に送信してください）。電話・FAX等による問合せは、受け付けません。なお、質疑の送信は、応募申込みの要件ではありません。

（2）提出期限

令和7年10月30日（木）まで（期限後の提出は、一切認めません。）

（3）質疑に対する回答は個々に行わず、応募者（法人連合体の場合は、代表法人）全員に対し、応募申込書（様式1）に記載の電子メール宛てに、令和7年11月19日（水）までに送付する予定です。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、応募者全員に別途連絡します。

なお、質疑に対する回答は、実施要領記載事項の補完、追加又は修正事項とみなします。

（4）送信先電子メールアドレス [eb\\_kanri@city.kobe.lg.jp](mailto:eb_kanri@city.kobe.lg.jp)

## 10 選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

- ① 提案書の提案内容の審査については、応募者へのヒアリングも含めて、本市職員により構成する選定委員会が行います。

審査項目及び配点については、以下「(3) 審査項目」を参照してください。

- ② 応募者多数の場合、事業者ヒアリングは、選定委員会の委員の意見を踏まえ、書類審査により応募者を選定した上で実施することがあります。ヒアリング日時、場所及び方法等の詳細は、別途通知します。

なお、ヒアリング時の説明内容及び資料は、提出された提案書及び提出を求めた補足説明資料の範囲に限るものとします。

- ③ 審査の結果、最も得点の高い応募者を契約候補者に決定します。なお、同点の場合は、審査大項目「事業計画」の得点が高い方とします。「事業計画」の得点と同点の場合は、審査大項目「運営計画」の得点が高い方とします。「運営計画」の得点と同点となった場合は、くじ引きにより決定します。ただし、必要な最低基準（60点）を満たしていない場合、契約上限額（773,080,000円（消費税含む））を上回る場合は、失格となります。

- ④ 審査の結果は、各応募者（法人連合体の場合は、代表法人）に対して、文書で通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

契約候補者に選定されなかった応募者に限り、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に当該応募者が契約候補者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができますが、説明内容に対する問合せ・異議等については応じません。

- ⑤ 契約候補者に決定した応募者については、法人名等をホームページにより公表します。
- ⑥ 契約候補者が本実施要領に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があり提案内容の実現の可能性が著しく低いと本市が判断した場合は、契約候補者の資格を取り消します。その場合、審査において次点であった者が契約候補者となります。次点の者がいない場合は、本件募集手続を中止します。

### (2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ② 事業者選定終了までの間に、他の応募者へ企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (3) 審査項目

選定委員会は、次の表に掲げる審査項目及び審査の視点に基づいて、応募者から提出される提案書類及びヒアリング内容を審査します。（100点満点）

① 非価格要素による評価

大項目	小項目	審査の視点
法人 実績 (25点)	法人の基本理念・ 運営状況	基本理念を確立しているか。 基本理念及び事業内容は適切か。 運営状況は適切か。安定的な経営基盤を有するか。 また、事故等があっても適切に対応しているか。
	地元企業加点	本店又は支店・営業所等を市内に有するか。
	情報開示、環境配 慮の取組	積極的な情報開示など経営の透明性を確保しているか。また、 法人として ISO14001 の取得など環境配慮の取組を行ってい るか。
	障害者の雇用実績	障害者の雇用に関し豊富な経験及びノウハウがあると認めら れるか。
事業 計画 (30点)	事業運営方針・事 業実施計画	具体的な運営方針・運営理念等を明示しているか。それらは 適切か。 また、具体性のある適切な計画となっているか。 法人全体としてのバックアップが期待できるか。
	業務の質の確保	具体性のある内容となっているか。 業務改善に向けた実現可能な提案がなされているか。
	危機管理・安全管 理	事故防止や緊急時等のマニュアル・連絡体制が整備されてい るか。
	事業収支計画・財 務執行体制	財政的に健全な運営が可能な事業収支計画としているか。 経費節減の努力が認められるか。 また、適切な財務執行体制と認められるか。
運営 計画 (30点)	職員の採用計画・ 人員配置計画	職員を新たに採用する際には、公平・公正な採用計画の下、 必要な人員体制が確保できると認められるか。 適切な人員配置計画を作成していると認められるか。 相当程度の経験を有する職員が配置されているか。
	職員の雇用条件	職員の適切な賃金水準や雇用条件などが確保されているか。
	障害者に対する支 援体制	生活面も含めて十分な福祉的支援を行うことができる社内規 範・体制が整っているか。
	人事異動・人材育 成	障害者の再雇用先が確保されているか。 研修の実施など職員の資質向上のための具体的な取組がなさ れているか。

② 価格要素による評価

大項目	小項目	審査の視点
業務 委託料 (15点)	提案価格	配点×全応募者の提案価格における最低額／提案価格 ※小数点以下は、切り下げる。

[注1] 最低基準点 60 点／100 点。60 点未満の場合は、失格となります。

[注2] 提案価格が契約上限額（773,080,000 円（消費税含む））を上回る場合は、失格となります。

## 11 設備・備品等の使用料

本市が指定する設備・備品の使用については、無償とします。

また、業務の用途又は職員の通勤の用途で、自動車又は原動機付自転車等の駐車を目的として、駐車場を使用する場合は、本市が別途定める月額使用料を支払っていただきます。

なお、この駐車場使用料は、委託料に含めないものとします。

## 12 留意事項

- (1) この契約は、総価契約とします。
- (2) 本手選別業務委託にかかる令和8年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この契約を締結できない場合があります。
- (3) この契約は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に規定する委託契約等に該当することから、契約者（契約候補者が本市と契約締結するまでの期間を含む。）が暴力団関係事業者と判明した場合は、同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。
- (4) 契約者は、本市が必要と認める期間において、前受託者より業務内容の引継ぎを受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障がないようにしてください。  
なお、これらに要する費用は、全て契約者の負担とします。
- (5) 実施要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募者全員に電子メールにて送付します。
- (6) 天災地変等により、やむを得ない事情のある場合は、本件募集を凍結又は中止する場合があります。
- (7) 本件募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しないものとします。
- (8) 実施要領、契約の各条項等の解釈について疑義が生じた事項又はこれらに定めのない事項については、本市と事業者が協議の上、定めるものとします。
- (9) 本件募集に関する紛争については、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- (10) 契約に要する費用は、事業者の負担とします。
- (11) 「この契約期間満了後、業務引継ぎを円滑に行うため、契約期間を延長することがあります。（契約延長期間・業務委託料等について、本市と事業者が協議の上、定めることとします。）」

## 13 その他

### (1) 提案に要する費用・条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出書類は、理由にかかわらず一切返却しません。
- ③ 本件業務委託において、募集から契約に至るまでに本市に提出された書類の内容等を本市が公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、すべての応募者の提出書類は、神戸市情報公開条例（平成13年7月16日条例第29号）に基づき非公開情報を除いて、情報公開の対象となります。
- ④ 「5 選定スケジュール」に定める書類の受付期間後の書類提出、差替え等は認めません。
- ⑤ 応募申込後に、「4 応募申込資格等」に定める資格を満たさなくなった者の公募型プロポーザルの参加は、無効とします。

(2) 提出先・問合せ先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

神戸市環境局業務課 安田、小川 (電話番号 078-595-6102)

電子メールアドレス [eb\\_kanri@city.kobe.lg.jp](mailto:eb_kanri@city.kobe.lg.jp)